　　有限会社トウシン工業　　行動計画

　社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和　6年　１月　8日～　令和　8年　1月　7日までの　2年間

２．内容

目標１：　令和　6　年　12　月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

＜対策＞

　●　　令和　６年　４月～　所定外労働の現状を把握

●　　令和　６年　6月～　社内検討委員会での検討開始

●　　令和　６年　１０月～　ノー残業デーの実施

　　　　　　　　　　　 管理職への研修（年１回）及び社内報などによる社員への周知

　　　　　　　　　　　　（毎月）

目標２：　令和　７　年　１２　月までに、年次有給休暇の取得日数を１人当たり　　　　　平均年間　８　日以上とする。

＜対策＞

　●　　令和　６年　１２月～　年次有給休暇の取得状況について実態を把握

　●　　令和　７年　３月～　社内検討委員会での検討開始

　●　　令和　７年　６月～　計画的な取得に向けた管理職研修の実施

●　　令和　７年　１０月～　有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始